

## ◇「資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会」

平成30年度第1回会議及び臨時会の協議内容は以下のとおりです。

### 【開催状況】

平成30年度第1回 平成30年10月15日（金）  
臨時会 平成31年1月4日（金）

【参考】国立国会図書館「資料デジタル化及び利用に関わる関係者協議会」

<http://www.ndl.go.jp/jp/preservation/digitization/consult.html>

### 【協議の経過等】

#### 第1回関係者協議会

#### 1 報告事項

##### (1) 資料デジタル化の進捗状況

平成30年度のデジタル化は、29年度と同規模の予算・冊数で進めており、累積件数は、図書は約97万件、雑誌約130万件、他機関所蔵資料のデジタル化資料を含めた累積提供総数は約269万点であることが報告された。

【参考】デジタル化資料提供状況（平成31年1月時点）

<http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/digitization/#situation>

##### (2) 視覚的作品等を主体とするデジタル化資料の館内複写の実施状況

平成30年1月から8月までの月別複写実績が合計7,300件と報告された。

##### (3) デジタル化資料の図書館間貸出代替措置による利用状況

端末から紙に出力して提供した件数の平成30年2～8月実績は0件との報告があった。

##### (4) 図書館向けデジタル化資料送信サービスの実施状況

承認館数は増加していること、平成30年1月から8月までの閲覧及び複写回数等の月別利用実績は平成29年度並みであること等が報告された。

【参考】図書館向けデジタル化資料送信サービス参加館一覧

[http://dl.ndl.go.jp/ja/soshin\\_librarylist.html](http://dl.ndl.go.jp/ja/soshin_librarylist.html)

##### (5) 本文検索サービスの実験提供について

平成30年度に、本文検索機能を持つ「次世代デジタルライブラリー」の実験システムを構築し、本年度中に一般公開する予定との説明があった。画像検索、目次自動作成などの実験的取組も行うということである。

## (6) 著作権法の一部を改正する法律について

著作権法の一部を改正する法律（平成 30 年 5 月成立、平成 31 年 1 月 1 日施行予定）の概要について、以下のとおり文化庁著作権課著作権調査官より説明があった。

今回の改正では、以下 4 つの事項について権利制限規定が整備される。

- ① デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定の整備（第 30 条の 4、第 47 条の 4、第 47 条の 5 等関係）
- ② 教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備（第 35 条等関係）
- ③ 障害者の情報アクセス機会の充実に係る権利制限規定の整備（第 37 条関係）
- ④ アーカイブの利活用促進に関する権利制限規定の整備等（第 31 条、第 47 条、第 67 条等関係）

本日の会議の議題に関わるものとしては、以下の事項が挙げられる。

- 新たな知見・情報を創出する電子計算機による情報処理の結果の提供に付随する軽微利用等：一定の要件等により、所在検索サービス等の結果提供に付随して、著作物の軽微な利用が可能になる。
- 裁定制度：国、地方公共団体等が利用する際、事前の供託が不要となる。
- 国会図書館デジタル化送信サービス：絶版等資料の海外の図書館等への送信が可能となる。

## 2 協議事項

### 外国の図書館等に対する図書館向けデジタル化送信サービスの提供について

著作権法の一部改正によって、著作権法第 31 条 3 項中、「図書館等」の下に「又はこれに類する外国の施設で政令で定めるもの」が追加され、デジタル化した絶版等資料に係る著作物について、国立国会図書館から外国の図書館等にも送信することが可能となった。これを受けて、「国立国会図書館のデジタル化資料の図書館等への限定送信に関する合意事項」（平成 24 年 12 月 10 日付 平成 24 年国図電 1212041 号）の「1(1)送信先機関の範囲」及び「3 国立国会図書館からの送信データの利用方法」を変更し、国内の図書館等と同じ条件で、合意事項を踏まえた閲覧及び複写サービスを提供したいとの提案が事務局よりなされた。

協議の結果、改正著作権法施行令が未確定であるため、施行令が確定した時点で改めて臨時会を開き、メンバーの合意を得て、正式な手続きを踏んだ上でサービス開始することとなった。

### 臨時会

文化庁より、「平成 30 年著作権法改正・法改正に伴う政省令改正の概要」のとおりに確定し、平成 31 年 1 月 1 日から施行されたとの連絡があったため、確定した施行令を踏まえ、改めて合意事項の変更について協議する臨時会が開催された。合意事項の改定をすることとなり、サービスの開始時期は平成 31 年 2 月以降とされた。

【参考】文化庁「著作権法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 30 号）について」

[http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30\\_hokaisei/](http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30_hokaisei/)

### 【関係者協議会開催後の状況】

『国立国会図書館デジタル化資料の図書館等への限定送信に関する合意事項』の改正について（通知）（平成 31 年 1 月 24 日付 国図電 1901151 号）により通知があった。

## ◇ 「図書館における著作物の利用に関する当事者協議会」

平成 30 年度は開催されませんでした。

## ◇ 全国公共図書館協議会の調査・研究事業

平成 30 年度は、平成 31 年度との 2 か年で、「公立図書館における蔵書構成・管理」をテーマに調査・研究事業に取り組んでいます。平成 30 年度は、実践女子大学図書館 伊藤民雄氏の助言のもと、全国調整委員会及び編集委員会において調査票を作成、都道府県及び市区町村の公立図書館を対象に実態調査を実施しました。年度内に調査結果を集計し、報告書をまとめる予定です。報告書は公立図書館の中心館等に送付し、あわせて全国公共図書館協議会のウェブサイトに PDF ファイルで掲載する予定です。

この報告書が、公立図書館における蔵書構成・管理やサービス充実のための基礎資料として、図書館運営の一層の発展に寄与できれば幸いです。

## ◇ 平成 31 年度（2019 年度）全国公共図書館協議会 総会等〈全公図〉

期 日	開 催 場 所	内 容 等
平成 31 年 5 月 24 日（金）	東京都立中央図書館	理事会 午後 2 時～
平成 31 年 6 月 28 日（金）	東京都立中央図書館	総会・研究集会 午前 10 時～午後 3 時

## ◇ 平成 31 年度（2019 年度）研究集会、研修等予定

### ○ 全国公共図書館研究集会〈日本図書館協会公共図書館部会〉

区 分	期 日	開 催 地
サービス部門 総合・経営部門	平成 31 年 12 月 12 日（木）～12 月 13 日（金）	千葉県千葉市
児童青少年部門	平成 31 年 11 月 28 日（木）～11 月 29 日（金）	島根県松江市

### ○ 全国図書館大会〈日本図書館協会〉

期 日	開 催 地
平成 31 年 11 月 21 日（木） ～22 日（金）	三重県 (三重県総合文化センター)

## ○ 図書館地区別研修について

文部科学省及び関係都道府県教育委員会等が開催する図書館地区別研修は、勤務経験が概ね3年以上の司書等を対象に、次表の6地区で、3～4日間の日程でそれぞれ開催が予定されています。

詳細については、開催都道府県の教育委員会から別途、地区内の教育委員会や図書館に通知されます。

地 区	
北海道・東北	近畿
関東・甲信越静	中国・四国
東海・北陸	九州・沖縄

## ○ 新任図書館長研修について

文部科学省及び国立大学法人筑波大学等が、公共図書館に就任して1年未満の図書館長を対象に行う研修です。平成31年度は下表のとおり実施が予定されています。

期 日	開 催 地
平成31年9月3日（火）～9月6日（金）	東京の主会場及び都道府県・政令指定都市の副会場 場で実施予定

## ○ 図書館司書専門講座について

文部科学省及び国立教育政策研究所が、公共図書館の勤務経験が概ね7年以上で指導的な立場にある司書を対象に行う研修です。平成31年度は下表のとおり実施が予定されています。

期 日	開 催 地
平成31年6月17日（月）～28日（金）	国立教育政策研究所社会教育実践研究センター